

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	9
国・県・関係機関からのお知らせ	13
月次景況調査結果	16
組合運営等Q&A	19
中央会だより	22

September

9

2025

No. 8023



筑波山とキバナコスモス 出典:観光いばらき <https://www.ibarakiguide.jp/>

発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

中小受託取引適正化法の概要

～「下請法」は、^{とりてきほう}『取適法』へ(令和8年1月1日から施行・適用)～

令和7年5月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)により、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正されます。

法律の題名の変更のほか、適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされており、本号では、その概要を紹介します。

なお、改正の概要及び新旧の条文等については、以下の公正取引委員会ウェブサイトを参照ください。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

(出典) 中小受託取引適正化法ガイドブック

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

改正事項

◆法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「取適法」となります。

◆適用対象の拡大

○適用基準への「従業員基準」の追加

適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、新たに従業員数による基準が追加されました。従業員数300人(役員提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

○対象取引への「特定運送委託」の追加

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます。

◆禁止行為の追加

○協議に応じない一方的な代金決定の禁止

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な製造委託等代金の額の決定が禁止されます。

○手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止され、また、その他の支払手段(電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)など)についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます。

◆面的執行の強化

事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)しており、この情報提供先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁が追加されます。

◆その他

- ・製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- ・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- ・遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- ・既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

取適法の概要

1 目的(第1条)

中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義(第2条第1項～第9項)

- (1) 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託、情報成果物作成委託・役員提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者		中小受託事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

クローズアップ

常時使用する従業員
300人超

常時使用する従業員300
人以下（個人を含む）

のいずれかに該当。

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

委託事業者		中小受託事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下 （個人を含む）
資本金1千万円超5 千万円以下	→	資本金1千万円以下 （個人を含む）
常時使用する従業員 100人超		常時使用する従業員100 人以下（個人を含む）

のいずれかに該当。

3 委託事業者の義務(第3条、第4条、第6条、第7条)、禁止事項(第5条第1項、第2項)、調査(第12条)、勧告(第10条)等

(1) 義務

- ① 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（第4条）
- ② 書類の作成・保存義務（第7条）
- ③ 製造委託等代金の支払期日を定める義務（第3条）
- ④ 遅延利息の支払義務（第6条）

(2) 禁止事項

- ① 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- ② 製造委託等代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- ③ 製造委託等代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- ④ 返品禁止（第5条第1項第4号）
- ⑤ 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- ⑥ 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- ⑦ 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

(3) 調査、勧告、情報提供

公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が調査・検査（第12条）、3者間で情報提供（第13条）

- ① 必要に応じて委託事業者に指導・助言（第8条）《公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁》
- ② (2)の禁止行為を行ったときは勧告（第10条）《公正取引委員会》
- ③ (1)①又は②に違反したときは50万円以下の罰金（第14条）《公正取引委員会》

取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引)=

取引の内容+資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を①取引の内容と、②資本金基準又は従業員基準から定めており、適用対象となる取引の発注者（委託事業者）が資本金基準又は従業員基準のどちらかひとつでも満たす場合には、「優越的地位にある」ものとして取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

◎取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

◆取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託、⑤特定運送委託と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

①製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを委託することを行います。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

製造委託には次の4タイプ（類型1～類型4）があります。

□製造委託【類型1】

物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、本型、治具などの製造を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

□製造委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

□製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

- ・工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

□製造委託【類型4】

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機械メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

②修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいいます。

修理委託には次の2つのタイプ（類型1、類型2）があります。

□修理委託【類型1】

物品の修理を請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

□製造委託【類型2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

③情報成果物作成委託

ソフトウェア映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ①プログラム（例：ゲームソフト、家電製品の制御プロ

グラムなど）

- ②映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションラジオ番組など）

- ③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など）

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ（類型1～類型3）があります。

□情報成果物作成委託【類型1】

情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託する場合。

□情報成果物作成委託【類型2】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
- ・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
- ・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

□情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

(例)

- ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④役務提供委託

役務提供委託とは、役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいいます。

(例)

- ・ビル管理業務業者が、請け負う管理業務の一部であるビルの警備を警備業者に委託する場合。
- ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者へ委託する場合。

※本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業と

クローズアップ

して請け負う建設工事は対象となりません。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。

※役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託する行為は取適法上の「役務提供委託」には該当しません。

⑤特定運送委託

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品（例：作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル）について、その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。

特定運送委託には次の4つのタイプ（類型1～類型4）があります。

□特定運送委託【類型1】

物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先（当該販売先が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

（例）

- ・家具小売業者、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者に委託する場合。

□特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

（例）

- ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者に委託する場合。

□特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

（例）

- ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い、修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者に委託する場合。

□特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

（例）

- ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い、完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者に委託する場合。

★取適法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

◆資本金区分と従業員区分

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金※1又は従業員※2によって、「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分（下記）のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引となります。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

◎情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金区分又は従業員区分

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分又は従業員区分で取適法の対象になるかを判断します。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、「情報成果物作成委託」又は「製造委託」のいずれかの資本金区分又は従業員区分に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。

◆委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられています。

①発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。

○明示する方法

発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。

○電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。

②取引に関する書類等を作成・保存する義務

製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

③支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、製造委託等代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日

イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

④遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務があります。

また、委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加されます。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されません。

◆委託事業者の禁止行為

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の11項目の遵守事項が定められています。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

○受領拒否(第5条第1項第1号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。

（違反行為想定例）

テレビ局→番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー→食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

○製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことで現物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

（違反行為想定例）

ソフトウェア販売業者→ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー→部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

○製造委託等代金の減額(第5条第1項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

（違反行為想定例）

自動車メーカー→部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー→デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデ

クローズアップ

デザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

○返品(第5条第1項第4号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領6か月以内に限り、返品することが認められています。

(違反行為想定例)

電気機械メーカー→部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社→広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

○買ったたき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べて著しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定めることが必要です。

(違反行為想定例)

家電メーカー→部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主→運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

○購入・利用強制(第5条第1項第6号)

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。

(違反行為想定例)

冠婚葬祭業者→取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

○報復措置(第5条第1項第7号)

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中

小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

○有償支給原料等の対価の早期決済(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。

(違反行為想定例)

金属メーカー→部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日よりも早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

○不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のため、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。

(違反行為想定例)

自動車メーカー→部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し、自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させていた。

荷主→運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

○不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。

(違反行為想定例)

荷主→運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社→アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

○協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委

託等代金を決定することです。

(違反行為想定例)

運送会社→運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

(違反行為想定例)

機械メーカー→部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

◆優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上優越した地位にある事業者※1が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、正常な商習慣※2に照らして不当に不利益を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用＝

優越的地位+正常な商習慣に照らして不当に+濫用行為

※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

○優越的地位の濫用の規制趣旨

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる



公正な競争を阻害するおそれ

【違反行為を厳しく取り締まっています。】

○定期調査・立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、中小受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

○勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。ま

た、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

○事業所管省庁による指導も行われます。

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

○最高50万円の罰金が科せられます。

委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- ・発注内容等の書面又は電磁的方法※による明示義務違反

※電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- ・取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- ・報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ・立入検査の拒否、妨害、忌避

ご相談やご質問は、以下の相談窓口までお問い合わせください。

○公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

TEL 03 (3581) 3375 (直)

<https://www.jftc.go.jp/>

○中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03 (3501) 1732 (直)

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

○関東経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL 048 (600) 0325 (直)

茨城県中小企業団体中央会でも取適法に係る相談を受け付けております。

なお、10月15日、13時半から水戸市のホテルレイクビュー水戸で取適法に係る説明会を開催します。別途、ご案内しますので、是非ご参加ください。

また、各業界・組合等で研修会等の開催や専門家派遣を希望する場合はご相談ください。

「新しい林業」 に向けて意欲と能力を発揮する



美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。
ライフスタイルや用途変更に合わせて長く利用
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

茨城県火災共済協同組合

(元受)：全日本火災共済協同組合連合会
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

TEL 029-224-0610

FAX 029-231-3704

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は 1,000円から
- 契約者貸し付けの 利用が可能
- 共済金の受給権は 差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または 必要経費(個人事業)に**

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。

制度の詳しい内容は2次元コード又は
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索



2024.9

中央会ニュースダイジェスト

中央会では、毎週月曜日（休刊日の場合は翌日）、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容の一部を紹介します。

【組合等】

屋外広告物の点検学ぶ

茨城県屋外広告美術協同組合

茨城県屋外広告美術協同組合（吉田薫理事長）の屋外広告物点検技能講習が7月11日、水戸市内で開かれ組合員やその従業員など34人が参加した。

屋外広告物の適正な表示を確保するため、また、業界の健全な発展を図ることが目的。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの、ならびにこれらに類するものをいう。屋外広告物の表示にあたっては、一部の例外を除いて市町村長の許可が必要となる。

屋外広告物は、単に情報伝達という機能にとどまらず、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に加わる要素として、景観形成に与える影響が大きい。また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により思わぬ災害を招くなど、公衆に危害を加えることも想定される。このため、茨城県では「茨城県屋外広告物条例」および「茨城県屋外広告物条例施行規則」を定め、屋外広告物に関して必要な規制を行っている。

同条例・施行規則では、屋外広告物の適正な表示を確保するため、屋外広告物を表示する者に対して、管理・点検を義務付けている。点検技能講習の修了者は、高さが4m以上の広告物の点検を行うことができる。

講習では、屋外広告物を取り巻く現状と法規条例、点検基準と点検ポイント、評価事例と標準点検作業などの講義を行った後、受講者に効果測定を行い、受講者全員が修了証を受領した。

当組合は、県内の屋外広告物制作・施工に携わる専門業者で組織し、県や全国団体と連携し、屋外広告士・技能士等の育成、良好な都市景観と快適な生活環境づくりなどに取り組んでいる。

屋外広告物の規制や看板の安全管理に関することは、茨城県土木部都市局都市計画課のホームページを参照。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

今まで以上に商工中金のサポート期待

茨城中金会

商工組合中央金庫水戸支店（檜森智宏支店長）の取引先で構成される茨城中金会（豊崎繁会長）の第59回通常総会が7月1日、水戸市内で開かれ、提出議案を全て原案通り承認、決定した。

豊崎会長は「商工中金は、民営化により経営の自由度が増すので期待している。我われ中小企業へのサポートにも今まで以上に取り組んでほしい」とあいさつした。

檜森支店長は「商工中金はお取引先1社1社のニーズに向き合いお役に立てるよう4月に開設したつくば営業所も含めた水戸支店の社員全員で精一杯取り組んでいきたい」と決意を示した。

総会終了後、パフォーマンスコンサルタントで、ラグビー元日本代表の今泉清氏が「ラグビーに学ぶ 個人の成長とチーム・組織の活性化！」と題して講演した。

続いて、懇親会が開かれ、来賓の高橋靖水戸市長、砂押道大茨城県産業戦略部長、阿部真也茨城県中小企業団体中央会会長、佐藤淳商工中金常務執行役員が祝辞を述べた後、参加者は交流を深めた。



豊崎会長があいさつ

鹿嶋市で新型車試乗会

茨城県オートバイ事業協同組合

茨城県オートバイ事業協同組合（早見豊理事長）の「夏の大試乗会 in 鹿嶋」が7月21日、鹿嶋市の鹿島中央自動車学校で開かれた。

オートバイユーザーの拡大、組合および組合員店舗の周知、また、安全運転の意識徹底を図ることが目的。同組合と鹿島中央自動車教習所が連携協力して開催した。

試乗会には、オートバイユーザーをはじめ、初心者やかたてオートバイに乗っていて再び乗り始めたいとするリターンライダー、これから免許を取得しようと

中央会ニュースダイジェスト

する人など約 200 人が参加。

各メーカーの最新モデル車など約 30 台を揃え、参加者は、好みのオートバイを試乗した。また、オートバイが交差点を直進する際に、右折してきた車両と衝突する右直事故が多発していることから、安全運転の意識徹底に向けて、二輪車安全運転指導員が右直事故防止のデモ走行を行った。

早見理事長は「各メーカーのオートバイを一堂に集め、試乗できるイベントは組合ならではのもの。安心安全にオートバイライフを楽しんでもらえるようイベントを継続していきたい」と感想を述べた。



夏の大型試乗会 i n 鹿嶋の参加者

新農業人フェアに出展

かすみガウガウら協同組合

かすみガウガウら協同組合（小松崎友二理事長）は 7 月 19 日、水戸市内で開かれた「新農業人フェア i n いばらき 2025」に出展した。

同フェアは、茨城県新規就農相談センター（茨城県、公益社団法人茨城県農林振興公社）、茨城県農業法人協会、一般社団法人茨城県農業会議が主催。茨城で農業を始めたい、農業法人等に就職したい人向けの相談会で、県内の農業法人等や就農支援相談窓口となっている県や地域の機関など 42 者が出展。県内で活躍する若手農業者が就農までの流れ、現在の仕事、将来ビジョンなどを発表する就農セミナーも開催された。

かすみガウガウら協同組合は、本年 3 月、茨城県から特定地域づくり事業に係る認定を県内で初めて受け、また、茨城労働局に労働者派遣事業の届出を行い、4 月から事業を開始。組合で雇用している 3 名のマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者（組合員）の事業に従事）を組合員に派遣している。

人手不足が深刻化している組合員や地域事業者のニーズに応えるため職員の増員を計画しており、本フェアに出展した。同組合のブースには、就農希望者が訪れ、小松崎理事長らの説明を熱心に聞き、同組合が実

施している特定地域づくり事業に関心を示していた。

特定地域づくり事業協同組合制度に関しては、中央会（業務課）で相談を受け付けている。



就農希望者に特定地域づくり事業協同組合制度を説明

全板連グループ代表就任祝う

茨城県板金工業組合（野溝年成理事長）

野溝年成茨城県板金工業組合理事長の全日本板金工業組合連合会理事長および同連合会グループ団体等の代表就任祝賀会が 7 月 30 日、水戸市内で開かれ、来賓、組合関係者など約 200 人が同氏の代表就任を祝った。

野溝氏は、2017 年から茨城県板金工業組合の理事長、19 年から関東甲信越板金工業組合協議会の会長、全日本板金工業組合連合会の副理事長として業界の振興発展に貢献。本年 5 月、全日本板金工業組合連合会の通常総会で理事長に選出されたほか、その後、一般社団法人日本建築板金協会など関連団体・企業の代表者に就任した。

野溝氏は「代表就任を重く受け止め、板金業界および建設業界全体のため、そして地域のために一層精進して取り組んでいく」と決意を表した。



野溝氏があいさつ

【中央会等】

県内経済の持続的発展を

茨城産業会議

県内経済4団体（一般社団法人茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会）で構成する茨城産業会議（議長＝笹島律夫県経営者協会会長）の2025年度第1回拡大総会が7月16日、水戸市内で開かれた。

笹島議長は、物価高、米国による関税措置、深刻な人手不足等が企業経営の大きなリスクになっている状況を踏まえ「構成4団体と県、大学などの関係機関が連携し、県内経済の持続的な発展に繋げたい」とあいさつした。

総会後、砂押道大県産業戦略部長が「25年度茨城県産業戦略部の主要施策～産業を支える人材育成・人材確保について～」をテーマに同部の25年度主要施策などを説明。講演後、人手不足が深刻化している県内企業の人材確保・育成策などについて各団体の会長、副会長らと意見交換した。



茨城大学で「協同組合論」講義

協同組合ネットいばらき主催の2025年度茨城大学ボランティア講座「協同組合論」の第12回講座が7月8日、水戸市の茨城大学で開かれ、茨城県中小企業団体中央会の事務局職員2名が同大学学生に講義した。

本講義は、農業協同組合、漁業協同組合、森林協同組合、生活協同組合、労働者協同組合、事業協同組合等の中小企業組合協同組合など協同組合の理念、社会的な役割や課題、実施している事業等についての理解を深めることが目的で、全13回の授業に様々な形態の協同組合の関係者がボランティアで講義するもの。

今回は、中小企業協同組合をテーマに、中小企業組合の歴史、目的、具体的な組合の活動事例を踏まえて共同事業の種類や効果、課題などを説明した。

その後、講義を踏まえて、学生が中小企業協同組合の組成案を考えるグループワークを実施。協同組合の目的や特長を活かした共同事業を実施することで、中小企業の経営が向上し、かつ、地域貢献や社会問題の解決につながる斬新な協同組合の案が発表された。

ものづくり補助金 21 次公募

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の21次公募が7月25日から公募開始した。

同補助金は、中小企業・小規模事業者が制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することが目的。

公募等のスケジュールは、以下のとおり（変更となる場合があるため、最新の情報は「ものづくり補助金総合サイト」を参照）。

▽公募開始：2025年7月25日（金）▽電子申請受付：25年10月3日（金）17時～▽申請締切：25年10月24日（金）17時▽採択公表：26年1月下旬頃（予定）

【補助対象事業】

◆製品・サービス高付加価値化枠（革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援）

▽補助上限額：750万円～2,500万円（補助下限額100万円）▽補助率：中小企業1／2、小規模企業・小規模事業者および再生事業者2／3

◆グローバル枠（海外事業（海外への直接投資に関する事業、海外市場開拓（輸出）に関する事業、インバウンド対応に関する事業、海外企業と共同で行う事業）を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援）

▽補助上限額：3,000万円（補助下限額100万円）▽補助率：中小企業1／2、小規模企業・小規模事業者2／3

各申請枠とも、大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例（目標未達の場合、補助金返還義務あり）、また最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例がある。

また、以下の基本要件①～③をすべて満たす補助事業終了後3～5年（任意で選択可）の事業計画を策定し、かつ従業員数21名以上の場合には基本要件④も満たすこと。②・③の基本要件が目標未達の場合、補助金返還の義務がある。

①事業者全体の付加価値額の年平均成長率を3.0%以上増加させること、②従業員および役員それぞれの1人あたり給与支給総額の年平均成長率を事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させること、または、従業員および役員それぞれの1人あたり給与支給総額の年平均成長率を実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させること、③事業所内最低賃金を毎年、事業実施都道府県における最低賃金より30円以上高い水準にすること、④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表を行うこと。グローバル枠申請の場合、追加要件がある。

公募内容の詳細は、以下の「ものづくり補助金総合サイト」を参照。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



いつも親切

茨城県信用組合

地域とともに
明日をつくる

ひと. まち. しごと

2025



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS

けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網
や7万社以上のお客さまとの
リレーションを活かして、中小企
業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等
の情報提供、ご融資まで、中小
企業組合の活動を情報と金融
で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、
提携金融機関とのネットワーク
を活かして、中小企業の海外
進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



国・県・関係機関等からのお知らせ

9月は価格交渉促進月間です

中小企業庁

エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめるとともに、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。

以下サイトでは、過去のフォローアップ調査の結果も掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

令和7年度茨城県認定リスクリテラシー教育プログラム「デジタルリテラシー実践講座」のご案内

茨城県産業人材育成課

県内企業の成長を支えるため、現場の課題をデジタルで解決できる実践力的人材を育成するための講座を実施します。

▼コース

- ・製造業コース

製造現場の生産性向上をデジタル化でどうやって解決するかを学ぶ

- ・業種横断コース

顧客管理をはじめとするバックオフィス業務の効率化をデジタル化でどうやって解決するかを学ぶ

▼研修プログラム（日程）

全8回（研修プログラムは以下サイトを参照）

- ・製造業コース
2025年10月28日～2月12日
- ・業種横断コース
2025年10月28日～2月13日

▼対象者

県内のユーザ事業者、IT事業者、金融機関

▼定員

各コース40名

▼参加費用

1名あたり33,000円（税込）

※いばらきリスクリテラシー推進宣言企業に所属の方は半額でお申込みが可能です。

（いばらきリスクリテラシー推進宣言企業制度について）

<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>

▽お申込み

以下のサイトからお申し込みください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfQ0e-k_gKDt_ZQ35o_ZGrzFqWx6GKSMOCe46tiQHhHPyHPGA/viewform

▼申込期限

2025年10月20日（先着順）

◎お問合せ先

（受託者）

特定非営利活動法人ITコーディネータ茨城

Email reskilling@itc-ibaraki.com

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ
〒310-8555 水戸市笠原町978-6

☎ 029-301-3653

（令和7年度茨城県認定リスクリテラシー教育プログラム「デジタルリテラシー実践講座」について）

https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/documents/r7_jissemnkouza.pdf

令和7年度茨城大学・茨城県・茨城産業会議 連携講演会 茨城県の大規模水災害に学ぶ -メカニズムと新たな対応-のご案内

茨城県産業会議

近年の気候変動の影響により、茨城県でも数年おきに大規模な河川氾濫が起こっており、防災・減災への取り組みが急務となっています。本連携講演会では、大学、行政及び産業界の有識者による様々な取り組みの紹介と、パネルディスカッションを通して、それぞれの視点から私達に何ができるのかを考えます。

▼日時

2025年11月17日
13時30分～16時

▼場所

水戸京成ホテル（水戸市三の丸1-4-73）

▼パネリスト等

- ①「関東・東北豪雨からの教訓～当社の対応と社会貢献～」

武藤正浩氏（関東道路株式会社代表取締役）

- ②「これまでの水害と防災・減災に向けた取組」
橋本則保氏（茨城県土木部災害・防災対策監兼河川課長）

- ③「地形と土地被覆の変化の観測と水の流れに現れる影響」

桑原祐史氏（茨城大学応用理工学野教授）

ファシリテーター 高橋修氏（茨城大学学長特別補佐（社会連携・リカレント教育）・社会連携センター長）

▼対象

法人・個人を問わず、どなたでも参加できます。

▼定員

100名（先着順）

▼申込先

<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/event/10542.html/>

◎お問合せ先

茨城大学社会連携センター

☎ 029-228-8585

Email chiikirenkei@ml.ibaraki.ac.jp

国・県・関係機関等からのお知らせ

茨城大学 応用理工学野(工学部)研究室訪問交流会」のご案内

茨城県産業会議

本交流会は、茨城大学の教育研究の成果を地域の皆様に紹介し、産業界との連携を深めることを目的に開催します。

当日は、工学部の教育研究や就職・インターンシップ状況の説明、学生による研究室紹介、懇親交流会等を行います。大学と地域が協力し合い、相互に発展するきっかけとなるこの交流会に、ぜひご参加ください。

▼日時

2025 年 10 月 15 日 13:00～18:00

▼場所

茨城大学日立キャンパス（日立市中成沢町4-12-1）

▼プログラム

- (1) 挨拶 13:00～13:10
- (2) 工学部の教育研究について 13:10～13:20
- (3) 工学部の就職・インターンシップ状況について 13:20～13:30
- (4) 工学部附属教育研究センター公開研究室の見学内容の説明 13:30～14:30
休憩 14:30～14:40
- (5) 茨城県産業技術イノベーションセンター研究成果の紹介 14:40～14:50
- (6) 茨城大学の産学官連携活動状況の紹介 14:50～15:00
- (7) 研究室公開・見学方法の案内 15:00～15:15
- (8) 茨城工学部附属教育研究センター研究室公開 15:15～16:50

※1つの研究室で約 25 分間の同内容の説明を3回行いますので、参加申込時に、以下6つの研究室から見学を希望する研究室を3つお選びください（1回目：15:15～15:40、2回目：15:50～16:15、3回目：16:25～16:50）。

- (9) 懇親交流会（アルコールなし）17:00～18:00（研究室公開）
- ①ライフサポート科学教育研究センター医用メカトロニクス研究室長真啓血液ポンプの羽根車を磁力により非接触支持・回転させる磁気浮上モータをコア技術とする、高耐久で血液にやさしい人工心臓について紹介します。開発する磁気浮上型人工心臓の展示やその駆動の実演を予定しています。
- ②材料加工科学教育研究センターナノ・マイクロ表面機能研究室清水淳表面機能の創出・改善や、先進表面加工のメカニズム解明などに取り組んでいます。研究設備をご覧頂きながら、すべり摩擦や潤滑特性改善のための微小振動援用切削によるテクスチャ表面の製造、ナノスクラッチによる次世代半導体表面の加工および工具損耗メカニズムの解明、放電付加工によるマイクロ立体構造物の創成などについてご紹介します。
- ③グリーンデバイス教育研究センター永野研究室永野隆敏「計算機シミュレーション」により、いろいろ

な物質（金属、合金、半導体など）の性質を明らかにする理論や手法を紹介する。また、企業が製品を開発する上で問題を解決するための利用事例を取り上げる（例えば、半導体配線材料や、スプレーノズル形状など）。後半では、簡単な実製品によるデモを行います。

- ④都市・地域デザイン教育研究センター桑原研究室桑原祐史衛星、ドローン、簡易センサにより取得された様々な地理空間情報を使用し、河川内水氾濫や河川と内陸部の緑地変遷の分析に関する研究を行っています。見学ではこれらのシミュレーション結果をご覧いただきたいと思います。
- ⑤A I ・ I C T次世代広域応用教育研究センター新納研究室新納浩幸生成A I 技術の応用としてR A G（Retrieval-Augmented Generation）があります。R A Gは事前に学習した知識だけでなく、必要に応じて外部データベースから情報を検索し、その結果を反映して回答を生成するA I 技術です。これにより、情報の網羅性や信頼性が向上します。特に近年は、テキストだけでなく画像や表データなど複数のモダリティを統合的に扱うマルチモーダルR A Gが求められています。マルチモーダルR A G技術の現状と当研究室での研究を説明します。
- ⑥次世代モビリティ教育研究センターモータドライブ研究室岩路善尚モータ制御技術として、モータの回転位置センサを用いないセンサレス制御技術を紹介いたします。電動バイクや電動キックボードに広く用いられているイン・ホイールモータを対象に、ソフトウェアによる回転角度のセンシング技術を紹介いたします。

▼対象

法人・個人を問わず、どなたでも参加できます。

▼参加費

無料

▼参加申込

以下URからお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/BTBRKxKrsT>

▼申込期限

2025 年 9 月 30 日

◎お問合せ先

茨城大学社会連携センター

☎ 029-228-8585

Email chiikirenkei@ml.ibaraki.ac.jp

（茨城大学 応用理工学野(工学部)研究室訪問交流会）について）

<https://ikk.or.jp/jigyoyoteilist/%e3%80%90e8%a6%96%e5%af%9f%e4%bc%9a%e3%80%9110/>

あなたのチャレンジを 応援します！

企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中！
右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、
友だち登録をお願いします。



ホームページ
はこちら！▶



茨城県信用保証協会

本 店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811



茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-5001 (2021.4)

月次景況調査結果 -2025 年7月期-

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約 2,600 名に委嘱（茨城県は 50 名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025 年 7 月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表してしますのでご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/12716/>

本県の月次景況調査の報告内容は、当会HPの以下サイトをご覧ください。

<https://www.ibarakiken.or.jp/report.html>

製造業

◇酒(岡山県)

原料米の高騰が昨年から続いている影響により、商品価格の見直し・値上げを検討している組合員が多数いる。

◇繊維(広島県)

労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化されたことにより、電動ファン付き作業服などの需要が高まった。

◇製材(富山県)

改正建築基準法施行による建築確認事務の遅れが影響し、新設住宅着工戸数は前年同月比 3 カ月連続で大幅に減少している。

◇製材(岩手県)

県内新設住宅着工戸数は、前年同期と比較して約 44%減の 225 戸と大幅に減少した。全国的にこの傾向（約 34%減）にあり、4 月 1 日に施行された改正建築基準法の影響もあると思料される。

◇紙製品(愛媛県)

中国経済の減速によりパルプ需要が減少し、パルプ価格が下がり始めた。しかし、紙需要そのものも減少しているため、楽観できる状態ではない。

◇印刷(島根県)

原材料費の上昇に歯止めがかからない状態がいつまで続くか不透明。加えて、賃上げ推進により人件費負担の増加が懸念される。

◇ゴム製品(東京都)

受注の低迷状態が半年以上続いている。加えて、電力・燃料・資材などの価格高騰分を価格転嫁できておらず、収益の確保が困難な状況。

◇生コン(千葉県)

原材料費、及び人件費の高騰が経営を圧迫しており、生コン価格への転嫁が必要である。また、運転手の人手不足が問題化してきている。

◇鉄鋼(青森県)

手持ち工事量と工場稼働率は企業規模によるバラツキが拡大。その大きな要因の一つが、地元見積物件が薄く、依然として増加の気配が無いことである。

◇一般機械器具(埼玉県)

諸物価の高騰や最低賃金の引き上げによる人件費の上昇等により、今後の景気に大きな影響が懸念される。

◇電気機器(三重県)

状況は好転せず、横ばいで稼働している。半導体関連の電機部品発注が非常に悪く、9 割減の状態である。

◇輸送用機械器具(静岡県)

米国関税の直接的影響は軽微だが、生産量は減少傾向にある。

非製造業

◇各種商品卸(高知県)

酷暑の影響か、選挙の影響か、物価高の影響か、宴会関係の動きが非常に鈍く、市内中心部などの居酒屋等は苦戦を強いられている。景気回復は感じられない。

◇食肉小売(佐賀県)

猛暑の影響による豚肉の出荷量の減少等で価格が高騰し始めている。豚肉だけでなく牛、鶏肉の価格にも影響しないか危惧している。

◇商店街(北海道)

7 月中旬からの猛暑に加え、諸物価高騰により来街者の減少が見られた。

◇旅館・ホテル(石川県)

お盆を含む夏季の新規予約は低調であり、加えて猛暑の影響が観光客の動向に少なからず悪影響を及ぼしたと考えられる。

◇ビルメンテナンス(沖縄県)

価格転嫁が中々進まない背景として、委託業務は通常年間契約のため、発注者側も年間予算を組んでおり、年度途中の契約更新をさらに難しくしていることが考えられる。

◇電気工事(群馬県)

高齢化、廃業で有資格者が減少し、仕事があっても受注できない状況。熱中症対策に伴い空調服の貸与や休憩時間の増加など経営への影響を危惧している。

◇鉄骨・鉄筋工事(徳島県)

米国関税や物価上昇による先行き不透明感から物件の中止、延期が出ている。

◇一般乗用旅客自動車運送(新潟県)

従来から 7 月などの夏本番の時期は、暑い中での移動を快適に行うための需要が伸びるが、今年のように暑すぎる場合は、外に出る人が少なくなり需要の減少に繋がっている。

◇道路貨物運送(福岡県)

運賃の値上げで売上げは、昨年以上の水準であるが、荷動きは減少傾向。燃料の高値安定、車両価格の高騰、人件費アップ、その他の物価上昇等で収益は厳しい状況。

◇デイサービス(神奈川県)

業界全体で人材不足が深刻化しており、施設運営に必要な人員の確保が困難な状況が続いている。必要な人員を確保できず、人員配置や職員の配置加算を取得できない施設が増加している。

◇不動産(広島県)

不動産市場では、新築工事が人材不足により遅延する状況が続いている。その影響により、戸建住宅および共同住宅の販売が減少傾向にある。

月次景況調査結果 -2025 年7月期-

7月のDIは、原材料価格の上昇、最低賃金引き上げによる人件費上昇に対する不安感はあるものの、米国関税措置に対する一服感も有り、景況感は概ね横ばいとなった。

主要3指標では、景況感が0.1ポイント低下、売上高が1.0ポイント低下、収益状況は0.5ポイント上昇となった。主要3指標以外についても概ね横ばいとなった。

引き続き原材料、燃料、人件費等のコスト上昇に価格転嫁が追いついていない状況であり、先行きを不安視する声が多数寄せられている。

全指標の前年同月比DIの推移（直近1年間）

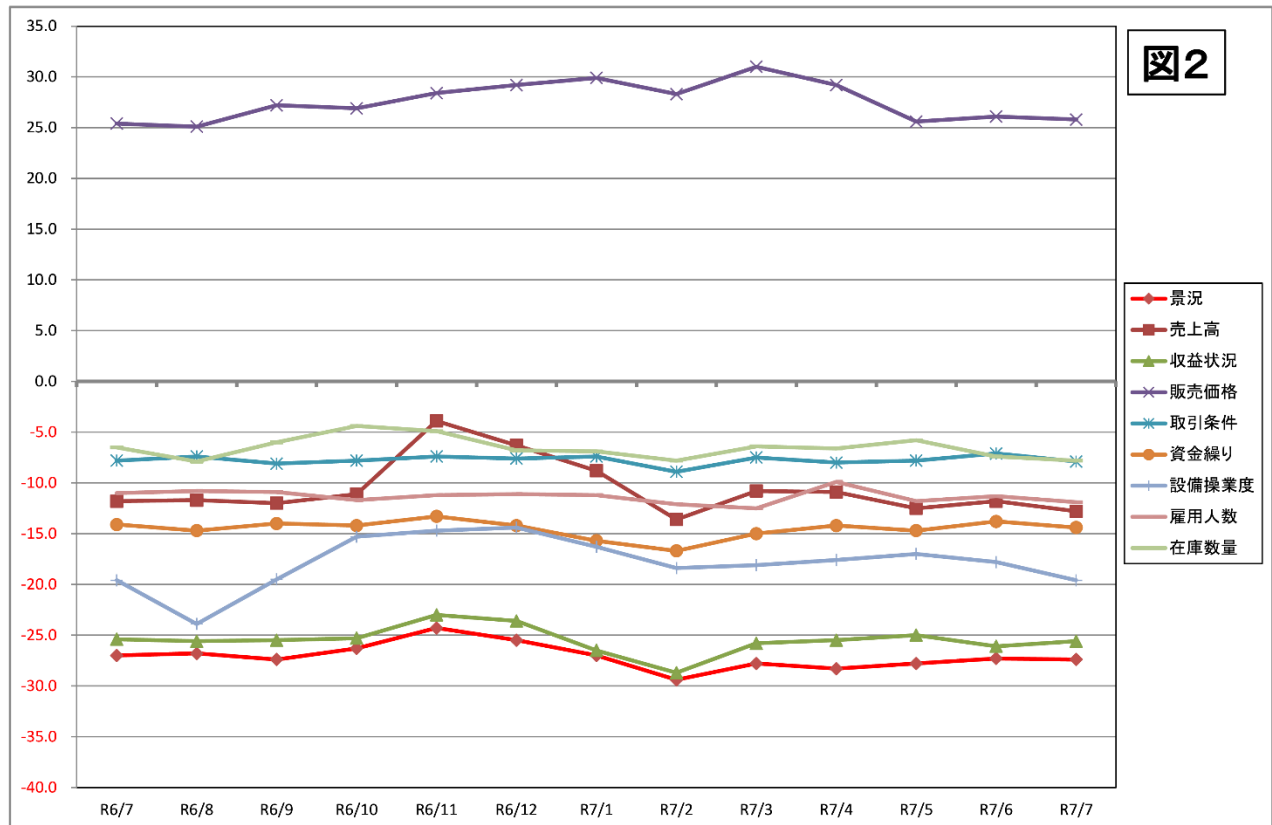


表1	R6 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	前月比
景況	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-0.1
売上高	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-1.0
収益状況	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	0.5
販売価格	25.4	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	26.1	25.8	-0.3
取引条件	-7.8	-7.4	-8.1	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	-7.9	-0.8
資金繰り	-14.1	-14.7	-14.0	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	-14.4	-0.6
設備操業度	-19.6	-23.9	-19.5	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-19.6	-1.8
雇用人員	-11.0	-10.8	-10.9	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	-11.9	-0.6
在庫数量	-6.5	-7.9	-6.0	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-7.8	-0.4



茨城県電気工事業工業組合

理事長 石川 重信

副理事長 浅野 和郎

副理事長 秋山 啓市

専務理事 笠倉 勉

常務理事 園部 昌人

常務理事 細谷 文雄

常務理事 福村 義和

〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号

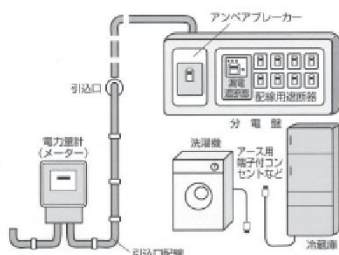
TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

Eメールアドレス: ibaden@ibaraki-denkouso.com

ホームページアドレス: http://www.ibaraki-denkouso.com/



調査員が電気をサポート

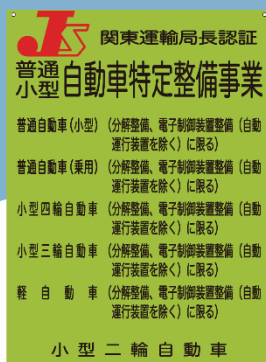


電気の安全を通して、
地域に貢献する

 茨城電気安全サービス

車検・定期点検

は国の認証を受けた **整備工場へ!!**



この看板
が目印です!



茨城県自動車整備商工組合

一般 茨城県自動車整備振興会
社団法人

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5

TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667

URL: https://www.seibi.or.jp

E-mail: ibaraki@seibi.or.jp

団体協約の締結事業について

Q1 団体協約締結事業について教えてほしい。

A 1 中小企業者は、社会的・経済的に弱い立場に立たされており、取引に当たっては、相手方との力関係から、その時その場において種々の不利な条件を付されることが多い。特に中小企業が組合を組織し、歩調を揃えて事業活動を行おうとする場合において、これを乱されることは、組合の運営上著しく支障をきたす。したがって、法は組合が組合員の競争力を補強するための手段として団体協約の締結事業を認めている。この事業は、製造業者の組合が問屋に対する場合、小売業者の組合が卸売業者に対する場合、下請業者の組合が親企業に対する場合、特約店の組合が製造業者に対する場合等に活用され、その内容は、通常、代金の支払方法、取引価格、手形の期間等各種の取引条件に関するものである。

団体協約は、組合と相手方との間に締結される一種の契約であるが、これは本条1項六号の団体協約であることを明記した書面をもってしなければ効力を生じないし、組合は、この協約を締結する前に、その内容を総会に諮り承認を得ておかなければならない。団体協約を締結すると、その効果は、当事者が組合であっても構成員たる組合員に対して直接に及ぶものとされている。したがって、以後、相手方と組合員との取引関係は、この協約によって定められた基準に従うべきことを強制され、もし基準に違反して契約したときは、その基準に違反する部分は排除され、当然に基準に従ったものとみなされる。

なお、小規模の事業者の組合である事業協同組合又は事業協同小組合が、この事業として行い得る団体協約の締結事業の根拠として、労働組合との間に労働協約を締結することができるかどうかという問題がある。この点については、事業協同組合又は事業協同小組合が、その組合員のためにする労働協約の締結の事業第9条の2(事業協同組合及び事業協同小組合)を行う旨を定款で定めた場合には、労働組合法6条に規定する使用者団体として、組合員から委任された範囲において労働組合と団体交渉を行い、その組合員のために労働協約を締結する権限を有するものとする。したがって、この場合の労働協約の効力は、委任を行わない組合員には及ばない。

次に、事業協同組合又は事業協同小組合は、労働組合法7条二号の団体交渉に応ずる義務があるかどうかについては、消極に解されている。しかしながら、事業協同組合又は事業協同小組合が定款の規定に従い、組合員の委任に基づいて現実に応じた場合には、その委任をした組合員の応諸義務は、免責されるものとする。組合が、その組合員との間に取引関係のある事

業者とその取引条件について団体協約を締結しようとするときは、通例、組合の側から団体協約を締結したい旨の申出がなされ、相手方との交渉が持たれる。この交渉を団体交渉というが、昭和32年の改正によって、組合に対して団体交渉権が認められた。団体交渉権が認められるためには、次の条件を備えていることが必要である。

① 団体交渉の相手方は、組合の組合員と取引関係にある事業者(小規模事業者を除く。)でなければならない。したがって、競争関係にある同業者等取引関係にない事業者は含まない。また相手方は、事業者であることを要するから、事業者でない一般消費者や公共団体は、この団体交渉の相手方にならない。また相手方は事業者であれば足りるから、営利を目的としない事業者もこの団体交渉の相手方となる。しかしながら、この事業者は、小規模事業者でないことが必要である。

② 団体交渉を行う者、すなわち交渉担当者は、組合の代表者でなければならない。団体交渉当事者は、団体交渉を申し出た組合と相手方であるが、本法は、団体交渉を申し出る組合の交渉担当者の範囲を限定したのである。代表者とは、代表権を持っている者を指すから、組合の代表理事又は代理権を持っている参事でない限り、この団体交渉の担当者になれない。しかしながら、団体交渉は、組合の代表者が行うよりも、その組合が会員として所属している協同組合連合会がある場合には、その協同組合連合会の代表者に当たらせたいほうがより効果的な場合があるので、本法は、その組合が会員として所属している協同組合連合会の代表者にも団体交渉の担当者となる資格を認めている。

③ 団体交渉の内容は、組合の組合員との取引関係にある事業者(小規模の事業者を除く。)との間の取引条件について団体協約を締結するためのものでなければならない。なお、取引条件に係るものであっても、組合自身体、とその取引の相手方との契約は、協約の締結ではないから、その締結のための交渉が団体交渉でないことはいふまでもない。

④ 団体交渉の手続は、政令で定めるところによらなければならない。中小企業等協同組合法施行令(以下「施行令」という。)では、団体交渉の申出は、その交渉をしようとする日の3日前までにその交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければならないこととし、また交渉担当者の数を5人以下としている(施行令7条)。このような諸条件を満たす団体交渉の申出があつたときは、その相手方は、誠意をもって応じなければならない。本条12項においては、「誠意をもってその交渉に応ずるものとする。」と規定しているが、相手方は、組合の代表者等

組合運営等Q&A

から申出があるときは、その内容を聞き、正当の理由がない限り団体協約の内容について協議を行わなければならない。団体交渉の当事者の双方又は一方は、その交渉ができないとき、又は団体協約の内容について協議が調わないときは、行政庁にあつせん又は調停を申請することができる（法9条の2の2、施行規則7条）。

Q2 団体協約ではどのような内容を定めることが可能ですか？

A2 団体協約は組合員の経済的地位の改善のために締結されるものであり、代金の支払方法、取引価格、手形の期間などの取引条件に関するものについて定めることが一般的である。なお、組合と団体協約を締結した事業者が組合員と契約を行う場合は、団体協約に定める内容に違反して契約した部分については、団体協約に定める内容に従って契約したものとみなされる。

Q3 団体協約ではどのような事例があるか？

A3 著述・芸術家業の組合で、協約締結先と脚本料や著作物使用料等の基準を定めることで組合員である作家が不当な価格で個人契約を強制されることを防止している事例や、設備工事業者の組合で、資材メーカーと仕入価格に関する協約を締結することで資材価格高騰に対応している事例などがある。

Q4 中小企業者により構成される事業協同組合等の行為に関する独占禁止法の適用除外とはどのようなものか？

A4 中協法及び独占禁止法に基づき、中小企業者により構成される事業協同組合や事業協同小組合の行為（これらの組合により構成される協同組合連合会の行為）は、独占禁止法の適用除外となる。ただし、独占禁止法の適用除外となる組合の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法の適用除外とならない。

Q5 中小企業者により構成される事業協同組合等の行為に関する独占禁止法の適用除外とはどのようなものか？

A5 中協法及び独占禁止法に基づき、中小企業者により構成される事業協同組合や事業協同小組合の行為（これらの組合により構成される協同組合連合会の行為）は、独占禁止法の適用除外となる。ただし、独占禁止法の適用除外となる組合の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き

上げることとなる場合は、独占禁止法の適用除外とならない。

Q6 団体協約を締結することができる組合はどのような組合か？

A6 団体協約は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会が締結することができる。ただし、団体協約を締結するには、団体協約の締結を組合の事業として、事前に定款に定めておく必要がある。なお定款を変更する場合、総会の決議や行政庁の認可が必要となり、定款変更のための総会の決議については、総組合員の半数以上が出席した上で、その3分の2以上による賛成が必要である。

Q7 団体協約を締結するための交渉は組合員であれば、誰でも行うことが可能か？

A7 団体協約を締結するための交渉は、組合の代表者（代表理事又は代理権を持っている参事）以外を行うことができない。また、交渉担当者は5名以下とした上で、交渉開始の3日前までに、交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出る必要がある。

Q8 団体協約について、協約の有効期間や更新に制限はあるか？

A8 団体協約の有効期間や更新については、あらかじめ団体協約の相手方となる事業者と調整の上、団体協約において定めることが可能である。

▽中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A
https://tekitorisupport.go.jp/assets/pdf/240325_qa_ver1-3.pdf

▽中小企業組合による団体協約、組合協約の活用（全国中央会作成リーフレット）

https://www.chuokai.or.jp/images/2024/09/230720_dantaikyoyaku.pdf

▽中小企業等協同組合法（中協法）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000181/>

▽中小企業等協同組合法施行規則

<https://laws.e-gov.go.jp/law/420M60001F42001/>

出典：中小企業等用同組合法逐条解説（全国中小企業団体中央会編集）、中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A（経済産業省 中小企業庁 適正取引支援サイト）

※組合運営等について相談等がある場合は、お気軽に中央会・組合等担当者にお問合せください。

お客さま第一をモットーに
安定したLPガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail katuta-gas@g-katuta.com



日運協

日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿 1 9 4 5 - 1

電 話 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 2 1 (代)

F A X 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 1 9

E-mail nitiunky@mito.ne.jp

U R L <http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/>

中央会だより

令和 7 年度中小企業組合検定試験のご案内 ～1組合に1組合士を～

中小企業組合士は、中小企業組合の役員、組合員、実務を担う役職員等の方が業務や職務を遂行する上で必要な基礎的、実務的知識に関する試験を行い、検定試験に合格し、かつ、実務経験が3年以上ある方に全国中央会が中小企業組合士に認定する制度です。

試験科目は、「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目です。1つの科目を合格すれば、その後、3年間はその科目の受験が免除されます。

同検定試験は昭和49年から中小企業庁の後援、都道府県中小企業団体中央会が協力し、全国中小企業団体中央会が主催して実施しており、現在、全国で2,681名（令和7年6月末現在）の方が、中小企業組合士として中小企業組合等で活躍されています。

中小企業組合は、ガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。

ぜひ、中小企業組合運営のエキスパートである中小企業組合士の取得を検討ください。

茨城県中央会では、同検定試験に係る手続きや情報提供等を行っていますのでお気軽にご相談ください。

なお、茨城県中央会では、中小企業組合運営のエキスパートを養成・育成するため、同検定試験受験料の補助制度を設けています。当会会員組合の役員、組合員、職員等の方が受験される場合、初回に限り、当会が受験料を補助します。

【令和7年度中小企業組合検定試験概要】

▼受験資格

受験資格は特にありませんが、中小企業組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です。

▼試験日時

令和7年12月7日（日）

- ①組合会計 10:00～12:00（2時間）
- ②組合制度 13:00～14:20（1時間20分）
- ③組合運営 14:40～16:00（1時間20分）

▼試験会場

各科目とも「茨城県産業会館・研修室」
（水戸市桜川2-2-35）

※水戸会場をはじめ、全国21ヶ所での試験会場でも受験することができます。

▼願書受付期間

令和7年9月1日（月）から10月21日（火）

▼申込方法

以下の二次元コードまたは全国中央会HPから申込みください。



<https://www.chuokai.or.jp/index.php/7091/>

▼受験料

7,700円（一部科目免除者については、6,600円（2科目受験）、5,500円（1科目受験））。

※全国中央会HP（中小企業組合検定試験）

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/certificationtest/>

◎お問合せ先 茨城県中央会 業務課（大滝）

☎ 029-224-8030

令和7年度中小企業組合運営講座のご案内

中小企業組合の定款は、組合組織や運営の根本的原則を定めており、組合運営の適正化・円滑化を図るとともに、組合事業を活性化するためには、定款条文を正しく理解することが必要であることから「中小企業組合運営講座」を開催します。

同講座では、当会職員が事業協同組合の定款参考例を基に、定款条文について組合からの相談事例等を交えて解説するとともに、事業年度末の手続きや総会資料、総会議事録、理事会議事録の作成方法等を説明します。

組合役員、組合員、事務局役職員の皆さまのご参加をお待ちしております。

なお、左記の中小企業組合検定試験に関連する内容も解説しますので、同試験を受験される方は、ぜひご参加ください。

詳細は、開催通知、以下の当会HPを参照ください。

▼開催日時

令和7年10月2日（木）10:00～15:40

▼開催場所

「ホテルレイクビュー水戸」
（水戸市宮町1-6-1）

▼定員

40名（1組合から2名まで）

▼受講料

無料

▼内容

- ・事業協同組合定款参考例の解説
- ・事業年度末終了後の事務手続き
- ・総会資料、総会議事録、理事会議事録等の作成方法

<https://www.ibarakiken.or.jp/unneikouza.html>

◎お問合せ・申込み先 茨城県中央会 業務課（吉永）

☎ 029-224-8030

E-MAIL shien.@chuoukai-ibaraki.jp